

山梨県公報

第千九百三十五号

平成二十一年

三月三十日

月 曜 日

目 次

告 示

保安林の指定の解除の予定	一九三
山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正	一九三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	一九四
都市計画事業の事業計画の変更認可	二〇一
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	二〇一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	二〇二
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	二〇二
土地改良区役員の退任	二〇二
開発行為に関する工事の完了について(二件)	二〇二

告 示

山梨県告示第百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項及び第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一(一) 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡増穂町高下字北畑九四八の三〇、九四八の三二、九四八の三三、九四八の三五、九四八の三六、九四八の三七、九四八の四四、九四八の四五、九四八の四六、九四九の一(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 解除の理由

指定理由の消滅

- (一) 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡増穂町高下字北畑九四九の一(次の図に示す部分に限る。)、九四九の一五、九五〇の一〇
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百十二号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 1の表その他の機械器具又は設備の項を削る。
- 2の表中繊維(ニット製品及びその原材料を除く。)の部を削り、同表素材、機械、電子及び化学の部を次のように改める。

素材、機械、電子及び化学	材料試験(表面分析試験)	1 試料	表面分析 深さ方向分析	15,930円 28,690円
エックス線回折試験	1 試料	エックス線回折装置による分析	2,260円	
		微小領域エックス線回折装置による分析	33,080円	
		高エネルギー応力解析装置による分析	2,770円	
		エックス線回折装置によるデータ解析	4,270円	

電子顕微鏡試験（電子顕微鏡（EPMA）による面線定性分析）	1 試料	1 成分複成分	19,260円 24,070円
振動試験	1 時間	振動試験 複合環境槽を使用した振動試験	2,550円 4,070円
化学試験（ICP発光分光法による定量分析）	1 測定	測定波長領域 190nm～800nm 120nm～800nm	6,240円 8,510円
化学試験（発光分光分析装置による分析）	1 件	エッチング時間 30分以内 30分を超えた後30分毎	4,350円 4,350円

山梨県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日		山梨県知事		横内正明	
一 土砂災害警戒区域					
北杜市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)	
上神取	上神取	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
中込	中込 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
中込	中込 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
中込	中込 3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
大内	大内 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
大内	大内 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
正楽寺	正楽寺	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
三之蔵	三之蔵	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
上神取	上神取	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
御所	御所	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
御所の2	御所の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
下原	下原 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
下原	下原 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
下原	下原 3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
下原	下原 4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

若神子新町 2	若神子新町 1	下和田 3	下和田 2	下和田 1	若神子の 2	若神子	中小倉 6	中小倉 5	中小倉 4	中小倉 3	中小倉 2	中小倉 1	下原の 2 5	下原の 2 4	下原の 2 3	下原の 2 2	下原の 2 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

浅川	東原の 2 4	東原の 2 3	東原の 2 2	東原の 2 1	東原	上手 5	上手 4	上手 3	上手 2	上手 1	田屋の 2	竹之内 2	竹之内 1	田屋	藤田 3	藤田 2	藤田 1	若神子新町 3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

高松の2	高松3	高松2	高松1	中丸	成岡	長沢	玉山	上和田	原長沢4	原長沢3	原長沢2	原長沢1	窪長沢の24	窪長沢の23	窪長沢の22	窪長沢の21	窪長沢の12	窪長沢の11
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

前林2	前林1	日野原3	日野原2	日野原1	富岡3	富岡2	富岡1	片瀬2	片瀬1	大日向4	大日向3	大日向2	大日向1	十二曲の23	十二曲の22	十二曲の21	十二曲2	十二曲1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

西村沢	五反田川	中込南沢	大林寺川	栃沢の1 2	栃沢の1 1	正楽寺川の4	正楽寺川の3	正楽寺川の2	正楽寺川の1	正楽寺川	栃沢川	米山沢川	向沢川	湯沢川	宮久保 2	宮久保 1	下笹尾	前林 3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

東久保川 2	東久保川 1	大門沢	西久保川	唐沢 2	唐沢 1	栃久保沢	下原沢	名ぞ入沢の1	名ぞ入沢	和田川 2	和田川 1	西尾東沢	西尾西沢	和入沢	ススメ久保川	矢倉川	大和川	小笠原沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

北杜市												市町村名			土砂災害特別警戒区域の名称			土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項		
												上神取			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												中込 1			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												中込 2			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												中込 3			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												大内 1			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												正楽寺			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												三之蔵			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												上神取			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												御所			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												御所の2			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												下原 1			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					
												下原 2			急傾斜地の崩壊			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					

東久保川 3	土石流
東久保川 4	土石流
東久保川 5	土石流

下原 3	急傾斜地の崩壊
下原 4	急傾斜地の崩壊
下原の2 1	急傾斜地の崩壊
下原の2 2	急傾斜地の崩壊
下原の2 3	急傾斜地の崩壊
下原の2 4	急傾斜地の崩壊
中小倉 1	急傾斜地の崩壊
中小倉 2	急傾斜地の崩壊
中小倉 3	急傾斜地の崩壊
中小倉 4	急傾斜地の崩壊
中小倉 5	急傾斜地の崩壊
中小倉 6	急傾斜地の崩壊
若神子	急傾斜地の崩壊
若神子の2	急傾斜地の崩壊
下和田 1	急傾斜地の崩壊
下和田 2	急傾斜地の崩壊
若神子新町 1	急傾斜地の崩壊
若神子新町 2	急傾斜地の崩壊
若神子新町 3	急傾斜地の崩壊

窪長沢の1 2	窪長沢の1 1	浅川	東原の2 4	東原の2 3	東原の2 2	東原の2 1	東原	上手 5	上手 4	上手 3	上手 2	上手 1	田屋の2	竹之内 1	田屋	藤田 3	藤田 2	藤田 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

十二曲 2	十二曲 1	高松の2	高松 3	高松 2	高松 1	中丸	成岡	長沢	玉山	上和田	原長沢 4	原長沢 3	原長沢 2	原長沢 1	窪長沢の2 4	窪長沢の2 3	窪長沢の2 2	窪長沢の2 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宮久保 2	宮久保 1	下笹尾	前林 3	前林 2	前林 1	日野原 3	日野原 2	日野原 1	富岡 3	富岡 2	富岡 1	片瀬 2	片瀬 1	大日向 2	大日向 1	十二曲の2 3	十二曲の2 2	十二曲の2 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

西尾東沢	西尾西沢	和入沢	スヌメ久保川	矢倉川	大和川	小笠原沢	五反田川	中込南沢	大林寺川	栃沢の1 2	正楽寺川の4	正楽寺川の3	正楽寺川の2	正楽寺川の1	正楽寺川	米山沢川	向沢川	湯沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

和田川 1	土石流
和田川 2	土石流
名ぞ入沢	土石流
名ぞ入沢の1	土石流
下原沢	土石流
栃久保沢	土石流
唐沢 1	土石流
唐沢 2	土石流
西久保川	土石流
大門沢	土石流
東久保川 1	土石流
東久保川 2	土石流
東久保川 3	土石流
東久保川 4	土石流
東久保川 5	土石流

山梨県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称
都留市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
都留都市計画下水道事業都留市公共下水道
- 三 事業施行期間
平成六年三月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成十六年山梨県告示第五百七十七号の事業地に都留市大字十日市場字西海道、字市部、字上の山及び字山梨並びに大字夏狩字山梨原及び字曾里畑の各一部を加え、つる五丁目、田原四丁目並びに大字田野倉字古沢及び字中野原地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
変更なし

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年三月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人めぐみ園
 - 2 代表者の氏名 渡邊恵子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者をはじめとするすべての障害者、高齢者、社会的弱者等に対して、地域の中で暮らしやすい環境を作るため、小規模作業所の運営等による職業体験、就労の場を提供する事業を行い、障害者等の自立支援及び社会復帰の促進並びに地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年三月二十三日から平成二十一年五月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年三月十九日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人リトルキャッツ
 - 2 代表者の氏名 土屋裕子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市川田町百九十二番地
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、犬猫の飼い主や犬猫と共生する者に対して、動物愛護の精神に基づき、人と犬猫が適正に共生できるための各種事業を行い、人と犬猫が快適に共生できるまちづくり及び環境の保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年三月二十三日から同年五月二十二日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人ピースの会	ピース工房なかみち	甲府市右左口町二二五七番地六	就労移行支援
セントケア山梨株式会社	セントケア笛吹	笛吹市石和町松本八三〇番地一 カリエーラ753101号室	居宅介護・重度訪問介護

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害者支援施設として指定した。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 聖ヨハネ会	障害者支援施設 富士聖ヨハネ学園	南都留郡忍野村忍草二七四八番地	生活介護 施設入所支援	知的障害者 知的障害者

● 土地改良区役員の退任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	小澤 省吾	韮崎市清哲町折居八九七	平成二十一年三月七日

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中央市成島字中田一三九五の三、一三九七の一、一三九七の三、一三九七の四、一三九八の一、一三九八の二、一四〇〇の一、一四〇〇の二及び一四〇一の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市伊勢一丁目三番九号 土屋忠晴

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。

平成二十一年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町河東中島字柳田七四八の一、七四八の二及び七四八の一三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町清水新居千四十八番地 医療法人社団健輝会 理事長 宮本直彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番